

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

奈良市長

## 公表日

令和6年8月26日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務
②事務の概要	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(令和5年3月)に掲げられた「がん検診の受診率60%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨を行う。また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑯の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1)検(健)診受診時における対象者の該当・非該当の判断に利用</p> <p>(2)当該市町村の住民であってかつて当該市町村以外の市町村(以下「他の市町村」という。)に居住していたものに対し、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができるものとすること。当該「健康増進事業に関する情報」は、健康増進法施行規則第4条の2に掲げる事業(同条第4号及び第5号に規定する特定健康診査非対象者に対する健康診査及び保健指導を除く。以下この①において「検診」という。)に関する情報のうち次に掲げる情報とすること。</p> <p>ア 検診(精密検査(既に行われた検診の結果に基づき、より精密なものとして行われる検診をいう。ウにおいて同じ。)を除く。イにおいて同じ。)の受診の有無</p> <p>イ 検診を受診している場合にあっては、次に掲げる情報</p> <p>(ア)当該受診の年月日(イ)当該検診を実施した機関の名称(ウ)当該受診時における当該住民の年齢(エ)当該検診が当該住民に対して個別的に実施されたものであるか又は集団的に実施されたものであるかの別(オ)当該検診の結果</p> <p>ウ 精密検査が必要である旨の通知があった場合は、次に掲げる情報((イ)から(エ)までに掲げる情報については、当該住民が当該精密検査を受診している場合に限る。)(ア)当該精密検査の受診の有無(イ)当該精密検査の受診の年月日(ウ)当該精密検査を実施した機関の名称(エ)当該精密検査(肝炎ウィルス検査及びがん検診に係るもの)の結果</p>
③システムの名称	母子健康管理システム 共通基盤システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表の111の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 健康増進法第17条第1項及び第19条の2の実施に関する事務で健康増進法施行規則第4条の2の歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 健康増進法第17条第1項及び第19条の2の実施に関する事務で健康増進法施行規則第4条の2の歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康医療部 健康増進課
②所属長の役職名	健康医療部 健康増進課長

#### 6. 他の評価実施機関

—

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
-----	--

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	公表日	平成27年3月30日	平成28年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I－1 ②事務の概要	<p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑨の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診</p> <p>(変更非該当箇所 略)</p>	<p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑩の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診</p> <p>(変更非該当箇所 略)</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I－1 ③システムの名称	母子健康管理システム	母子健康管理システム 共通基盤システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I－3 法令上の根拠	行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1の76項	<p>行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例 第4条2項 別表第2 11の項</p>	事前	番号利用条例の制定に伴って、番号利用の範囲が拡大した。
平成29年3月30日	公表日	平成28年3月30日	平成29年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I-1 ②事務の概要	<p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑩の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診</p> <p>(変更非該当箇所 略)</p>	<p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑩の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診</p> <p>(変更非該当箇所 略)</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月30日	I-3 法令上の根拠	<p>行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 11の項</p>	<p>行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 10の項</p>	事後	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例の改正に伴う変更</p>
平成29年3月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年2月22日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年2月22日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	公表日	平成29年3月30日	平成30年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I－1 ②事務の概要	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成24年6月)に掲げられた「5年以内にがん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行う。</p> <p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑩の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①検(健)診受診時の対象者可否の判断に利用</p>	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成29年10月)に掲げられた「がん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行う。</p> <p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑫の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①検(健)診受診時の対象者可否の判断に利用</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	I－5 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健所 健康増進課	健康医療部 保健所 健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	II-1 対象人数 II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月22日時点	平成30年2月14日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	公表日	平成30年3月30日	平成31年3月29日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I－1 ②事務の概要	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成29年10月)に掲げられた「がん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行う。</p> <p>また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑫の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①検(健)診受診時の対象者可否の判断に利用</p>	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成30年3月)に掲げられた「がん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨を行う。また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑫の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①検(健)診受診時における対象者の該当・非該当の判断に利用</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 10の項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 11の項</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	I－5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	嵯峨 伊佐子	様式変更に伴う項目削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I－5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	－	健康医療部 保健所 健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	公表日	平成31年3月29日	令和2年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	I－5 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康医療部 保健所 健康増進課	健康医療部 健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	I－5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	健康医療部 保健所 健康増進課長	健康医療部 健康増進課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II－1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年2月14日時点	令和2年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II－2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年2月14日時点	令和2年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	公表日	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成30年3月)に掲げられた「がん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨を行う。また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑫の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1)検(健)診受診時における対象者の該当・非該当の判断に利用</p>	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(平成30年3月)に掲げられた「がん検診の受診率50%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨を行う。また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑫の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。</p> <p>①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウィルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1)検(健)診受診時における対象者の該当・非該当の判断に利用</p>	事前	健康増進法改正、番号利用法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日			<p>(2)当該市町村の住民であってかつて当該市町村以外の市町村(以下「他の市町村」という。)に居住していたものに対し、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができるものとすること。当該「健康増進事業に関する情報」は、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2に掲げる事業(同条第4号及び第5号に規定する特定健康診査非対象者に対する健康診査及び保健指導を除く。以下この①において「検診」という。)に関する情報のうち次に掲げる情報とすること。</p> <p>ア 検診(精密検査(既に行われた検診の結果に基づき、より精密なものとして行われる検診をいう。ウにおいて同じ。)を除く。イにおいて同じ。)の受診の有無</p> <p>イ 検診を受診している場合にあっては、次に掲げる情報</p> <p>(ア) 当該受診の年月日(イ)当該検診を実施した機関の名称(ウ)当該受診時における当該住民の年齢(エ)当該検診が当該住民に対して個別的に実施されたものであるか又は集団的に実施されたものであるかの別(オ)当該検診の結果</p> <p>ウ 精密検査が必要である旨の通知があった場合にあっては、次に掲げる情報((イ)から(エ)までに掲げる情報については、当該住民が当該精密検査を受診している場合に限る。)(ア)当該精密検査の受診の有無(イ)当該精密検査の受診の年月日(ウ)当該精密検査を実施した機関の名称</p> <p>(エ)当該精密検査(肝炎ウイルス検診及びがん検診に係るものを除く。)の結果</p>		健康増進法改正、番号利用法改正のため
令和3年10月13日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子健康管理システム 共通基盤システム	母子健康管理システム 共通基盤システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム	事前	健康増進法改正、番号利用法改正のため
令和3年10月13日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	健康増進法改正、番号利用法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②－	<p>(情報提供の根拠)            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8項 別表第二102の2項            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和3年内閣府・総務省令第9号)第50条            健康増進法第17条第1項及び第19条の2の実施に関する事務で健康増進法施行規則第4条の2の歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報            (情報照会の根拠)            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8項 別表第二102の2項            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和3年内閣府・総務省令第9号)第50条            健康増進法第17条第1項及び第19条の2の実施に関する事務で健康増進法施行規則第4条の2の歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報</p>	事前	健康増進法改正、番号利用法改正のため
令和3年10月13日	IV－6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	－	<input type="radio"/> 接続する(入手) <input type="radio"/> 接続する(提供)	事前	健康増進法改正、番号利用法改正のため
令和3年10月13日	IV－6 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か	－	十分である	事前	健康増進法改正、番号利用法改正のため
令和3年10月13日	IV－6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事前	健康増進法改正、番号利用法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	公表日	2021/3/31	令和3年10月13日	事後	健康増進法改正、番号利用法改正のため
令和4年3月31日	公表日	令和3年10月13日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I－5 評価実施機関における担当部署 ②担当部署	2	健康医療部健康増進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月26日	公表日	令和6年3月14日	令和6年8月26日	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	I－1②	当該「健康増進事業に関する情報」は、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2に掲げる事業(同条第4号及び第5号に規定する特定健康診査非対象者に対する健康診査及び保健指導を除く。以下この①において「検診」という。)に関する情報のうち次に掲げる情報をすること。	当該「健康増進事業に関する情報」は、健康増進法施行規則第4条の2に掲げる事業(同条第4号及び第5号に規定する特定健康診査非対象者に対する健康診査及び保健指導を除く。以下この①において「検診」という。)に関する情報のうち次に掲げる情報をすること。	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 10の項	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 健康増進法第17条第1項及び第19条の2の実施に関する事務で健康増進法施行規則第4条の2の歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 健康増進法第17条第1項及び第19条の2の実施に関する事務で健康増進法施行規則第4条の2の歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報	事後	標準化業務のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年7月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月26日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年7月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月26日	II-3 重大事故	発生あり	発生なし	事前	標準化業務のため
令和6年8月26日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	標準化業務のため